

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、次の基準で報酬を返還致します。

入社辞退、退職、解雇が

- ①入社後 1 ヶ月未満の場合：本件報酬の 80%
- ②入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合：本件報酬の 50%
- ③入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合：本件報酬の 20%
- ④入社後 6 ヶ月以上の場合：本件報酬の 0%

※但し、採用決定者に対する労働条件が雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。